

よくある質問（Q & A）

<掲載しているQAの内容について>

1. 対象者に関すること
2. 対象事業に関すること
3. 申請に関すること
4. 補助金の額(補助率等)に関すること
5. 補助対象経費・領収書に関すること

1. 対象者に関すること

Q1 どのような人たちが対象ですか

A1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動を自粛・縮小せざるを得ない区内のプロのアーティスト、文化・芸術団体及び、民間文化・芸術施設対象です。

文化・芸術団体は、募集要領4ページ「1. 対象者」の要件を満たせば、法人格を持つ団体や、任意団体も支援の対象としています。

Q2 申請者の資格について、「活動を自粛・縮小せざるを得ない」とありますが、証明書などは必要となりますか。

A2 証明書の提出は必要ありません。新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの自粛や、文化・芸術施設の休館などにより、多くのアーティストの活動機会が失われていることから、実際に予定していた公演や展覧会が中止・延期等になっていなくとも、申請の対象となります。

Q3 プロのアーティストの定義を教えてください。また、どのように判断するか教えてください。

A3 過去 1 年以上継続して、文化・芸術活動を行っている方で、且つ、主に文化芸術活動を生業とする方です。申請書に記載していただく、直近3年以内の活動履歴などをもとに判断いたします。そのため、できるだけ、具体的に記載してください。

なお、趣味で文化・芸術活動をしている方は、対象外です。

Q4 音楽教室における指導員(先生)を生業としている場合、応募することはできますか。

A4 新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方を対象に実施される公演や展覧会などの文化・芸術活動の機会が失われていることが要件の一つです。

そのため、例えば、ピアノ教室や書道教室などでの指導だけでは、対象となりません。指導だけでなく、コンサート(教室の発表会を除く)などにゲスト出演したり、申請者自身でイベントを主催するなど活動されている場合は対象となります。

Q5 申請にあたって年齢要件はありますか？

A5 年齢要件はありません。

Q6 国籍を問わず申請は可能ですか？

A6 募集要領4ページ「1. 対象者」の条件に該当していれば、国籍は問いません。

Q7 事業所の所在地は世田谷区外になりますが、世田谷区を中心に活動している団体(法人)です。区内で事業を企画していますが、補助の対象となりますか？

A7 対象となりません。

Q8 設立したばかりの団体(民間文化・芸術施設)で、活動実績がありません。補助の対象となりますか。

世田谷区民ですが、活動実績がありません。補助の対象となりますか

A8 対象となりません。

Q9 新規の任意団体を立ち上げて、申請することは可能でしょうか。

A9 本事業の目的は、活動の再開・継続支援としていきますので、新規で立ち上げる団体は対象として想定していません。

過去1年以上継続して、不特定多数の観客を対象に、対価を得て公演や展覧会等の文化・芸術活動を主体的に実施した活動の実績があることが必要です。

Q10 直近1年間は、活動を休止していましたが、この場合は対象となりますか。

A10 過去1年以上継続して文化・芸術活動を行っていることを対象者の要件としています。そのため、原則、直近1年間において活動をしていなかった方は応募対象とはなりません。

Q11 令和3年3月に開催を予定していた事業が新型コロナウイルスの影響で中止になりました。この場合、活動実績として記載することはできますか？

A11 新型コロナウイルスの影響等により、期間内にやむを得ず中止となってしまった事業がある場合には、中止事業も実績に含めるものとします。中止となったことがわかる資料(作成済みのチラシ等)をご提出ください。

Q12 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A12 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき判断します。

Q13 本補助金は、同一の団体・人物が複数回申請することはできますか？

A13 申請できません。

2. 対象事業に関すること

Q14 無料公演等は対象となりますか

A14 対象となりません。参加者から、入場料や観覧料をとる有料公演などが対象となります。

Q15 入場料はいくらでもよいのですか

A15 有料であれば、金額は問いません。

Q16 販売促進や宣伝等を目的とした取組は対象となりますか

A16 一般的な商品の販売促進や宣伝等を主たる目的としたイベントは対象となりません。

Q17 事業については、令和5年2月に終了しますが、精算については、相手方の都合もあり令和5年3月になる予定です。この場合、事業実施期間を令和5年3月とすることは可能でしょうか。

A17 事業実施期間は、令和5年2月28日までとしてください。

事業実施期間中に支払いが完了していても経費の対象となりますが、事業終了後30日以内に実績報告書と合わせて、支払いを証明する資料を添付して提出していただく必要があります。

支払いが令和5年4月以降となる経費や、支払いを証明する資料がないものは、補助対象経費に含めることができませんのでご注意ください。

Q18 4月に新型コロナウイルス感染症で延期になった公演を再開して9月に実施します。この場合対象となりますか。

A18 対象となります。

Q19 10月から3か月連続で行う事業ですが、3回とも補助対象となりますか？

A19 事業としての同一性を保持する事業であれば全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます。(3回分で上限30万円)

Q20 実施場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A20 世田谷区内で実施予定の場合は、申請可能です。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q21 音楽やバレエ教室などの発表会は対象となりますか

A21 特定の生徒や来場者を対象にした発表会などは対象となりませんが、不特定多数の者が来場可能な有料の発表会を主催する場合は対象です。ここでいう有料とは、出演(発表)者の参加料は除き、来場者の入場料を指します。

Q22 新型コロナウイルス感染症の影響により申請した事業が中止となった場合は、補助金は支払われますか

A22 新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化など、社会的環境が原因の場合には、それまでにかかった経費を対象として補助金を支給する場合があります。

3. 申請に関すること

Q23 郵送での申請はできますか

A23 できません。

Q24 電子申請をはじめて利用します。利用の手順や操作方法はどこで確認することができますか

A24 はじめて電子申請をご利用となる方は、世田谷区ホームページの「電子申請」のページをご覧ください。

(世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/010/002/index.html>)

Q25 電子申請サービスを利用するためには、申請者ID登録が必要ですか

A25 本事業の申請については、ID登録は不要です。

Q26 「活動歴を確認できる資料」として、具体的にはどのような資料を想定していますか。

A26 令和2年4月1日以降の活動実績が分かる(年月日が確認できる)チラシ等です。チラシ等に申請者・申請団体の名前等が記載されていることが必要です。

Q27 「活動歴がある資料」として、公演のチラシ等を添付しようと思いますが、解像度は低くてもよろしいですか

A27 申請者・申請団体の活動歴を確認させていただく書類ですので、記載されている内容(氏名、公演日等)について、鮮明に確認できるものを添付してください。また、申請者ご本人の氏名等について、記載箇所をお示しください。

Q28 本人確認書類として、半年前に取得した住民票を添付したいのですが

A28 本人確認書類は、申請に当たっての記載内容と申請者ご本人の現状が同じかを確認させていただく書類であるため、取得から3か月以内住民票の添付をお願いいたします。
なお、住民票は、個人番号が記載されていないものを提出していただきますようお願いいたします。

Q29 運転免許証の裏面を添付する理由を教えてください。

A29 住所の変更など運転免許証の記載事項に変更が生じた際は、免許証の裏面にその旨が記載されることとなります。
本人確認書類は、申請あたっての記載内容と申請者ご本人の現状が同じかを確認させていただく書類であるため、運転免許証における記載事項変更の有無にかかわらず表面と裏面の添付をお願いいたします。

4. 補助金の額(補助率等)に関すること

Q30 補助金はいつごろ交付されますか

A30 事業完了後に実績報告書等をご提出いただき、不備がなければおおむね1か月程度で指定の口座に振り込みします。

Q31 事業終了後、当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合に交付される補助金の額はどのようになりますか

A31 当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合でも、交付決定額を超える補助金の交付はできません。申請時の収支計画書の作成に当たっては、諸費用の見積もりを慎重にお願いいたします。

Q32 事業終了後、当初の予定より事業費が小さくなってしまった場合にはどのようになりますか

A32 実績報告書と合わせて提出していただく収支報告書により交付額を再算出します。

Q33 持続化給付金や他の補助金等と併用できますか

A33 持続化給付金との併用は可能です。本補助金は活動経費に対する補助金であり、持続化給付金などの用途が限定されていない「給付金」とは異なるので併用可能です。

ただし、国の補助金・委託費等が支出される活動(助成事業の採択活動等)については対象外です。

5. 補助対象経費・領収書に関すること

Q34 補助金交付決定前に支払った事業経費も補助対象となりますか

A34 募集要領9ページ「補助対象経費」に該当するもので、令和4年4月1日以降に支払った経費も補助対象となります。ただし、領収書などの提出が必要となります。

Q35 補助金の申請者(団体名または代表者名)と領収書等の宛名(団員の個人名)が異なっていました。補助金の対象経費として認められますか？

A35 補助金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q36 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A36 「収支報告書」に記載した補助金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q37 「申請者自身への支払い」は対象経費と考えてよいでしょうか？

A37 申請団体の代表であるAから出演者Aへの支払いは認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへの支払いは認められません(公人としての申請者を個人と区別しています)。

Q38 感染症対策として出演者全員でPCR検査を定期的に受ける予定です。必要経費と考えてよいでしょうか？

A38 事業の出演者・スタッフにつき1人1回まで補助対象経費とすることができます。

Q39 押印されていない領収書は、無効でしょうか？

A39 証明力の高い押印がなされた領収書を原則ご提出いただきますが、直筆サインや販売店の都合で押印されていない領収書を受け取られた場合等は有効としますので、個別にご相談ください。

Q40 経費の支払いについては、クレジットカードで支払われたものも対象となりますか？

A40 クレジットカードによる支払いは可能です。ただし、補助金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

信憑書類としては、以下をご用意ください。

1. 領収書(法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票(お買上票)」のお客様控えを添付してください。

2. カード会社の「カードご利用代金明細書」

※インターネットによる明細を印刷したもので構いません。

3. クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座の引き落としについては、実績報告書等の提出が必要な期日までに完了している必要があります。

※リボ払い・分割払い等で、実績報告書等提出が必要な期日までに完済しないものは、補助対象となりません。銀行やカード会社等から発行する完済証明書による完済日の証明が必要です。

Q41 個人間取引(インターネット上のもの含む)による購入は補助の対象になりますか

A41 やむを得ない事情がある場合については、個人間取引についても補助の対象としていますが、個人間取引で購入しなければならない理由書のほか、見積書※、請求書、領収書を精算時にご提出願います。

通販等で物品を購入する場合は、市場価格と比較し適正な価格での購入をお願いいたします。

※見積書等がとれない場合は、請求書等に購入する商品の詳細を必ず付してください。